

福島大学男女共同参画宣言

日本国憲法では、個人の尊重と法の下での平等がうたわれています。男女平等の実現もその一つです。さらに近年では、性的指向や性自認についても同様に尊重することが求められています。

こうした背景を踏まえ、福島大学は、性別、性的指向、性自認等に関わりなく、すべての学生および教職員が個性と能力を十分に発揮できる教育機関を目指します。これは、本学全体で取り組むべき最重要課題として位置づけられています。

本学はこの理念の下に、男女共同参画を妨げる要因の精査および排除に努め、「地域と共に歩む人材育成大学」として地域社会の範となるために、以下の各項目について積極的に推進することを宣言します。

1. 教育、研究、大学運営、および職場環境における男女共同参画
2. 教職員の「仕事と生活の調和」に向けた組織的な対策

平成 30 年 1 月 9 日 福 島 大 学

用語説明（法務省「人権の擁護（平成 29 年度版）より」）

※性的指向（Sexual Orientation）とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念を言います。また、性自認（Gender Identity）とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのようなアイデンティティ（自己同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念です。「こころの性」と呼ばれることもあります。